

【ワークライフバランス】

税関では、出産した女性のほぼ100%が育児休業制度を利用しています。また、復職後もほとんどの女性が育児時間制度を利用して仕事と育児を両立しながら勤務しています。

男性職員も配偶者出産休暇、育児参加休暇、育児休業等、様々な制度を利用しています。

産前産後休暇

出産前6週間、出産後8週間まで取得可能な休暇制度です。

育児休業

子が3歳に達するまでの一定期間休業できる制度です。

育児時間

小学校就学前の子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度です。勤務時間の初めまたは終わりに2時間の範囲内で取得できます。

育児短時間勤務

小学校就学前の子を養育するため一定の時間勤務しないことを認める制度です。

1日3時間55分（週5日）勤務、1日7時間45分（週3日）勤務等の勤務形態を選択できます。

配偶者出産休暇

配偶者の出産に伴い妻の出産に係る入退院の付き添い等のため、男性職員が取得できる休暇制度です。

育児参加休暇

小学校就学前の子を養育するため男性職員が取得できる休暇制度です。

